

大阪高等裁判所裁判官殿

【刑訴法一部改正法施行に伴う依頼事項等】

今般の刑訴法一部改正法施行（令和5年11月施行）により、控訴審において、保釈等されている被告人につき判決期日への出頭が原則として義務化され、実刑判決宣告により保釈等が失効すれば、同期日後直ちに法廷にて被告人を収容することが想定されます。

そこで、

- (1) 判決期日の輻輳等が生じた場合には、当庁における収容要員及び収容のための車両確保に難が生じうるため、判決期日の指定に応じかねる場合があることをご理解いただきたいと考えます（この場合、立会検察官から「差し支え」である旨をお伝えすることになります。）。
- (2) 法廷収容に際し、判決期日直後、法廷内にて
勾留状謄本（判決証明付き）を交付いただくこと
収容場所変更を要する場合には、立会検察官が収容場所変更同意を請求するので、裁判官において即時同意書を交付いただくこと
をお願いいたします。

令和5年10月17日 大阪高等検察庁